

市第16号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第64条の2の次に次の1条を加える。

（カラオケボックス等の避難管理）

第64条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ（省令第5条第2項第1号の店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、漫画喫茶（同号の店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、テレフォンクラブ（同項第2号の店舗をいう。）、個室ビデオ（同項第3号の興行場をいう。）その他これらに類するもの（以下「カラオケボックス等」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開きの戸のうち、避難通路に面するものについては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該外開きの戸が避難通路に開放されていても避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第67条（見出しを含む。）中「又はディスコ等」を「、ディスコ等又はカラオケボックス等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存するカラオケボックス等（この条例による改正後の横浜市火災予防条例（以下「新条例」という。）第64条の3に規定するカラオケボックス等をいい、体育館、講堂その他の消防法（昭和23年法律第 186 号）第 2 条第 2 項に規定する防火対象物を一時的にその用途に供するものを含む。以下同じ。）又は現にその用途に供するために必要となる工事を行っているカラオケボックス等の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開きの戸のうち、新条例第64条の3（新条例第67条において準用する場合を含む。以下同じ。）に定める構造に適合しないものについては、新条例第64条の3の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。

提 案 理 由

カラオケボックス等の遊興の用に供する個室に設ける外開きの戸に係る構造及び管理に関する基準を定めるため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（カラオケボックス等の避難管理）

第 64 条 の 3 カラオケボックス、インターネットカフェ（省令第 5 条第 2 項第 1 号の店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、漫画喫茶（同号の店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、テレフォンクラブ（同項第 2 号の店舗をいう。）、個室ビデオ（同項第 3 号の興行場をいう。）その他これらに類するもの（以下「カラオケボックス等」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開きの戸のうち、避難通路に面するものについては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該外開きの戸が避難通路に開放されていても避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

（一時的に劇場等、百貨店等、~~ディスコ等又はカラオケボックス等~~又はディスコ等）
~~等~~の用途に供する防火対象物）

第 67 条 体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、百貨店等、~~ディスコ等又はカラオケボックス等~~又はディスコ等の用途に供する場合には、第 60 条から第 61 条の 2 まで及び第 63 条から前条までの規定を準用する。